

産業建設常任委員会委員長報告

(令和4年3月9日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第51号議案 川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定、及び、第52号議案 亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る指定管理者の指定は、**指定管理者を指定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分**であります。その主な内容は、

- ・**農林水産業費**においては、本市を代表する特産品の一つである亀岡牛の生産促進に係る施設整備を支援するための畜産振興関係経費の増額補正。
- ・**商工費**においては、移動販売設備等導入補助金等の増額補正。
- ・**土木費**においては、国の補正予算に盛り込まれた国土強^{きょうじんか}靱化の推進による補助事業を活用し、市道整備など社会資本整備を実施するための、道路新設改良事業費等の増額補正。
- ・**災害復旧費**においては、災害査定結果に基づく事業費見込みの減額補正。

- ・なお、国の補正予算に伴い計上する事業をはじめとして、関係機関との協議・調整等に不測の日数を要したことなどにより、一部事業費においては、繰越明許費が設定されています。
- ・また、令和4年度当初の計画的な事務執行を進めるため、コミュニティバス運行業務委託経費、川の駅・亀岡水辺公園管理経費、及び、保津川水辺公園管理経費について、債務負担行為が設定されています。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第59号議案 令和3年度亀岡市土地取得事業特別会計補正予算**は、道路用地の買い戻し面積が減少したことによる減額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第60号議案 令和3年度亀岡市水道事業会計補正予算**、及び、**第61号議案 令和3年度亀岡市下水道事業会計補正予算**は、事業費精算見込みに基づく補正が主な内容であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。